

11 その職業に從事し始めた年月

12 死亡の年月

13 死亡地

14 死因

四、調査の方法

別添の調査票(別掲)を農村の各戸に配布し、戸主又はその代人をして記入せしむ

五、調査の地域

岩手縣(二村、内一村は岩手郡の内盛岡保健所擔當區域内の村)

山形縣(二村、内一村は飽海郡の内酒田保健所擔當區域内の村)

埼玉縣(三村、内二村は北埼玉郡の内忍保健所及北足立郡の内川口保健所擔當區域内の村)

千葉縣(三村、内二村は君津郡の内木更津保健所及東葛飾郡の内松戸保健所擔當區域内の村)

新潟縣(三村、内二村は中蒲原郡の内新津保健所及西蒲原郡の内巻保健所擔當區域内の村)

昭和十五年度労務動員計畫

企畫院に於て立案を急いでゐた昭和十五年度の総合的労務動員計畫は七月十六日の閣議に於て正式決定を

長野縣(三村、内二村は小縣郡の内上田保健所及諏訪郡の内岡谷保健所擔當區域内の村)

岐阜縣(三村、内一村は加茂郡の内太田保健所擔當區域内の村)

三重縣(二村、桑名郡安濃郡)

愛媛縣(三村、内二村は宇摩郡の内三島保健所及喜多郡の内大洲保健所擔當區域内の村)

鹿兒島縣(三村、内一村は薩摩郡の内川内保健所擔當區域内の村)

長崎縣(三村、内一村は北松浦郡の内佐世保健所擔當區域内の村)

の労務需給の計画化も行はるゝこととなつたが、また朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島等の外地についても夫々労務需給の計画的調整が實施せらるゝに到つてゐる。

先づ内地についてみると農林、水産業を除く軍需產業、生産力擴充計畫產業及びその附帶產業、輸出及び必需品產業、運輸通信並に土木建築業に於ける需要増加數及び減耗補充員數とに、滿洲開拓民送出員數等を加へて男女計約百十五萬人と概定せられ、昨年に比較多少の増加を見てゐる。

本研究所研究報告會の六月中に於ける研究報告題名及報告者は次の如くである。

第二十二回 日本人の經濟的生產年齢に就て 西野研究官 六月八日

第二十三回 出產率と婚姻年齢の關係に就て 岡崎研究官 六月十四日

第二十四回 フェアチャイルド「人口の數と質」 北岡企畫部長 六月二十一日

第二十五回 農村社會學 北山研究官補 六月二十八日

この新規需要數に對する労務給源は(一)小學校新規卒業者を以て第一とし其の就職指導斡旋及び募集の統制が更に強化せられるが、(二)次に就職の意思を持ち乍ら未だ自己の職業を決定せざる未就業者、一定の職業を有せざる者を極力緊要產業に就職せしめる外、特に結婚前の女子にして就職可能なる所謂女子無業者に對する適當職業への就職勧奨が行はれる。(三)また前年度に比しその數の増加の見込まれる物資動員、奢侈品製造禁止等の影響による離職者に對して積極的優先的就職の指導斡旋が行はれ、職業補導施設の擴充を俟ち之を時局産業へ轉職せしむる方策がとられる。

(四)労務節減可能な業務より出る轉職者も從來の實績に見て労務給源として見込まれてゐり、本年三月より施行中の青少年雇入制限令の效果が期待されてゐる。(五)また農業より供出し得る労務者も労務給源として見込まれてゐり、農村及事變發生以後應召又は時局産業への労力供出等により多數の労力が引き上げられてゐるにも拘らず本年度も相當數を茲に期待せざるを得ない事情にあり、その爲め労力餘裕の緩急の度にこととなつた。尙、本年度は内地に於ては農林、水産業

應じて全國的に計畫化されることとなる。例へば都會地に近接せる一部の農村の如く青少年の急減し農業生産に支障を來す處ある處からは之を求めざることになつてゐる。(六)最後に内地に對し朝鮮より労務者を移住させることも考慮せられ、これが指導訓練、労務管理について一段の努力が拂はれる。

次に本年度計畫に於いて格別の考慮を拂はれてゐる主要農林水產物生産の確保については前述の如き農村勞力の供出に全國的計畫化の圖られる外、小學校新規卒業者中より所要の員數を確保せしめ、また特に農繁期には作業及び施設の協同化、共同托兒、共同炊事施設の充實、畜力、機械力の積極的利用の促進その他の方策により農村内に於ける労力使用の合理化に努める

と同時に、農村相互間の集團的移動労働の計畫化、學生徒の勤労奉仕隊の供出、商工業從事者の一時歸農等、都市より農村への協力に計畫的措置が講ぜられる。
尚、朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島等の外地については大體内地と同様の方針で需給計畫が設定せられ、樺太及び南洋群島に於て其の労力の一部を内地及び朝鮮からの移住者に求める外は大體それべ、その地域内で自給自足し得る状況にある。

技術者については一般労務者と異り日滿支全體を通じてその需給關係著しく不均衡なるのみならず其の急速なる需給適合も極めて難事であるが、これが養成の擴充を圖ると同時に技術者の配置の適正化、不就業技術者の就職及び使用の勵奨斡旋、技術検定制度の擴充、優秀熟練労務者の格上使用、同一系統企業間、親工場下請工場間等に於ける技術者の融通等の一時的補填對

策も講ぜられる。熟練労務者についても其の不足の程度は略、技術者と同様で昨年以降特に工場事業場技能者養成による熟練労務者の自家養成に努力されてゐるが、之と共に技術者の場合と同様の一時的緊急措置も講ぜられる。尚、技術者、熟練労務者については萬やむを得ざる必要ある場合に於ては徵用の手段によることになつてゐる。

更に労務者の資質向上を期する爲めには労務者の精神の陶冶鍛鍊、規律の訓練及び生活の刷新を目的として寄宿舎の充實、寄宿舎生活の指導擔當者の養成、工場家庭間の連絡の緊密化、健全なる慰安施設の充實等が考慮せられ、特に年少者並に女子に對する特別の保護も考慮されてゐる。能率の増進については作業方法、作業工程管理、作業設備の改善、優秀者の表彰、能率増進巡回指導班の組織派遣等の方策が講ぜられる。また賃金給料等の適正化による労務者の生活の恒常性の確保、社會保険制度の擴充整備、產業報國精神の昂揚による労働不満の芟除も意圖されるる。

尚、昭和十五年度労務動員計畫に關する企畫院總裁談を掲ぐれば次の如くである。

昭和十五年度労務動員計畫に就いて

(昭和一五・七・一六企畫院總裁談)

我が國重大使命たる東亞新秩序建設の爲、各種產業に要する労務的重要性は極めて増大するに拘らず、現下勞務の實情は其の數に於て需給逼迫してゐるのみならず、其の質に於ても低下の傾向加はりつゝあるので、昭和十五年度労務動員計畫に於ては極力労務の配置の

適正化に努め、必要產業に對する労務を充足すると共に、能率増進に關し各種の方策を講じ、以て軍需の充足、生產力擴充計畫の遂行、輸出の振興及國民必需の確保等綜合的國力の充實發揮に遺憾なきを期したのである。

(一) 一般労務者

先づ一般労務者の需給計畫は本年度は内地の外特に就いて見れば、農業以外としては軍需產業、生產業、運輸通信業並に土木建築業に於ける需要増加數と減耗補充を要する員數とに、内地より滿洲に送出する開拓民の員數等を加へ、男女計約百十五萬人と概定したのであつて、昨年度に比し多少の増加を見たのである。

右の新規需要數に對しては新規小學校及中學校卒業者、未就業者、女子無業者並に物資動員の強化、奢侈品の製造禁止等に因り増加を豫想せられる離職者から極力之を充足することに努め、殘餘の不足分は從業者を節減し得る業務に青少年を雇入れることを制限することに依つて出て来る員數、農村から出し得る労務者、朝鮮から來る労務者を以て之を充足する方針を執つたのである。然しながら労務の需給は益々、其の逼迫の度を加へつゝあるので物資動員その他總動員計畫と同様本計畫に於ても、労務者の充足に當り一層重點主義を強化することとすると共に、労務者の移動に因つて労務の需給調整上に少くない支障を與へつゝある實情に鑑み、之が防止の徹底を期することとしたのである。

尙本年度に於ては主要農林水産物の生産の確保に

付特に考慮を拂ひ、農業労務者の減少に對する補充

の爲新規小學校卒業者中より所要の員數を確保することとした外、農村より農村以外に労務を供出する

に當りても地方的偏倚を避け全國的に之を計畫化す

ると共に、特に農繁期に就いては農村内に於ける勞務使用の合理化に努め又工場労務者の一時歸農等の

方策をも講ずることとした。

(1) 技術者及熟練労務者

次に工場關係技術者及熟練労務者に關しては、日

滿支を通じ其の不足の程度特に著しい現状にある。

之が對策として技術者等の養成の爲夙に學校其の他の

設置等の措置を講じた次第であるが、事柄の性質

上其の效果を擧げる迄には數年を要するのである

から、差當りの處置としては、技術者等の短期養成に努めると共に、現在の技術者等の能力が十二分に活用される様凡有る方途を講ぜねばならない。尙技術水準の向上を圖ることも刻下の急務であつて、之が爲には從業者各層に對する技術教育の振作徹底に付特に措置することにしたのである。

(2) 勞働力の增强

次に刻下の急務たる生産力の飛躍的擴充の爲には、單に労務者の數量的調整のみでなく、労働力の

生産性の増進、特に労務者の資質の向上を期することが緊要なる要件である。依つて之が對策として労

務者の戰時生活の指導施設、體質增强の爲の施設、災害防止其の他の労働保護施設の整備等各種の方策を綜合して労働力の保全增强、能率の増進に萬全を期することとした。

(四) 產業報國運動

尙以上の諸方策の實效を擧げる爲には、產業報國

運動の擴充強化と労務管理の刷新とが其の樞軸とも

なるので、產業報國運動の中央及地方機構の確立を

急くこととしたのである。

之を要するに労務動員計畫の完遂は事業主並に労務者のみならず、一般國民の勤勞精神の昂揚に俟つ所大であるので、本計畫に對する國民全體の理解と協力を切望する次第である。

厚生省體力局の第一回體力章検定の実施

厚生省體力局の第一回體力章検定の実施

走——百米	初級	中級	上級
走——二千米	初級	中級	上級
九分	八分	七分三十秒	
走——一千米	初級	中級	上級
一六秒	一五秒	一四秒	
跳——走幅跳	初級	中級	上級
四米	四米五十釐	四米八十釐	
投——手榴彈投	初級	中級	上級
三十五米	四十米	四十五米	
運搬——運搬(五十米)	初級	中級	上級
四十吨——十五秒	五十吨——十五秒	六十吨——十五秒	
上級	中級	上級	
懸垂——懸垂屈臂	初級	中級	上級
五回	九回	十二回	
上級	中級	上級	

厚生省體力局が昨昭和十四年十月一日より十二月十日迄の間に全國一齊に實施せる我が國最初の體力章検定は我が國體育運動に於ける割期的施設ともいふべきもので、青年をして體力の國家的意義を知らしめ、自ら進んで身體を鍛錬し、興味を以て日常體育運動に精進せしむるを目的として立案施行されたものである。

この體力章検定は數々年十五歳より二十五歳までの男子青年に對して實施せられる(二十六歳以上の者でも特に希望するものについては、受檢を認められてゐるものであるが、國防力の充實、産業力の擴充等の國家的目的による次の如き體力標準を定め、之に合格した者は國に於て之を認定し徽章を與へるものであり、今後は履歴書などにも之を記入し徵兵検査、簡閱點呼、入學試験、就職等の際にも有力なる體力證明となさしめることになつてゐる。

尚、右の各級は六種目ともそれべくに初級、中級、上級と合格せねばならぬもので、他の五種目が中、上級でも一種目だけ初級ならば検定結果は初級となる。合格不合格の別についても同様である。